

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人神奈川県就労支援事業者機構（以下「本機構」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本機構の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 下表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 本機構は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程の定めるところに従い情報の公開を行うものとする。

(公告)

第5条 本機構は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第55条の方法により行う。

(書類の備置き等)

第6条 本機構は、下表に掲げる書類を事務所に常時備え置くものとする。

2 本機構は、前項の規定により事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第7条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の場所は、事務局長の指定する場所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、本機構の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、本機構の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、本機構は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事会の決議により定める。

(管理)

第9条 本機構の情報公開に関する事務の所管は、事務局とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

情報公開する対象書類	据置期間
1 定款	永 久
2 事業計画書 活動予算書	当該年度
3 事業報告書 活動計算書 貸借対照表 財産目録 監査報告書	5年間
4 役員名簿 会員名簿	5年間
5 理事会議事録	7年間
6 会計帳簿	7年間

※ 上記の対象書類のうち「6 会計帳簿」の閲覧等は、監事に限る。